

母集団情報の整備について

2008. 4. 11

田辺・舟岡

1. 対象（範囲）

企業・事業所の母集団情報の整備について、平成 21 年に実施される「経済センサス-基礎調査」後の計画が不明であり、経済センサス等の統計調査の実施、行政情報の活用等、必要な手段を検討・策定する。

2. 現状

・平成 21 年、平成 23 年に、それぞれ「経済センサス-基礎調査」、「経済センサス-活動調査」の実施を予定。21 年調査は企業・事業所に係る母集団情報を提供し、23 年調査はそれにもとづいて経理事項を把握する。

平成 21 年に実施される「経済センサス-基礎調査」は実施計画案が確定しており【別紙】、本年 5 月に統計委員会に諮問される予定である。平成 23 年に実施される「経済センサス-活動調査」は実施計画の策定に向けて検討中である。これらは、「統計行政の新たな展開方向」【参考 1】、「政府統計の構造改革に向けて」【参考 2】及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」【参考 3】にもとづき、実施が確定した。これを受けて検討された「経済センサスの枠組みについて」【参考 4】において、経済センサスの意義・目的は、「包括的な産業構造統計の整備に加えて統計精度の向上に資する母集団名簿の拡充を図ること」とされ、「平成 21 年に行政記録等の法人企業の名称・所在地等の情報を利用し、事業所・法人企業の捕捉に重点を置いた調査を実施した上で、当該調査により得られた情報を有効に利用して、平成 23 年に経理項目の把握に重点を置いた調査を実施。」とされている。

これまでは、事業所・企業の母集団情報について、5 年に 2 回実施の「事業所・企業統計調査」の結果を基本に、「商業統計調査」、「工業統計調査」の新設・廃止等の情報により更新してきた。平成 21 年以降は、法人登記情報の活用により、法人については母集団の名簿情報の整備が格段に進むとともに、「経済センサス-基礎調査」により、本社・支社の名寄せ情報の精度が大幅に向上する。これらは、平成 23 年に経理情報の把握に重点を置いた「経済センサス-活動調査」が適切に行われるための基礎的要件を成す。

3. 問題の所在

・21 年から 23 年までに母集団情報が劣化することへの対処。
・28 年に実施される第 2 回「経済センサス-活動調査」を的確に実施するための、本社・支社の名寄せ情報、新設・廃止の個人企業、変更された業種情報等の母集団情報の整備。
・海外子会社まで含めた企業の親子関係情報の正確な名簿情報の整備。

「経済センサス-活動調査」は全産業にわたって経済活動を同一時点で網羅的に把握できる統計の整備を目的として、事業所・企業に係る経理事項について、5年ごとに、産業別に調査票を配り分ける方法で調査される。同調査が適切かつ効率的に実施されるためには、事業所・企業に関する準備調査名簿がより良く整備される必要がある。

平成21年に実施される「経済センサス-基礎調査」は法人登記情報を活用することにより、調査時点の法人企業の把握はほぼ完備に近い状況が期待される。しかしながら、近年、企業の改廃は激しく、法人登記情報によれば平成18年の設立法人数は10万6千であり、本店の移転登記を行った法人数は7万8千である。平成21年から23年の2年間に新設、移転する法人数はかなりの数に上るものと予想される。「経済センサス」は、法人企業については傘下の事業所の情報を本社等で一括して記入する調査方法を採用することとしている。平成21年に実施される「経済センサス-基礎調査」以降の新設法人や移転法人の名簿が不備であるならば、2年後に実施される「経済センサス-活動調査」において大きな混乱を惹き起こすことが懸念される。

「経済センサス-活動調査」は平成23年調査の5年後の平成28年に第2回目が実施される。その準備調査名簿をどのように整備するかは現段階で確定していない。産業別に調査票を配り分ける方法において、企業における傘下の事業所の情報の把握は不可欠であるが、事業所の改廃や業種転換は5年経過すれば顕著である。また、「平成18年事業所・企業統計調査」によれば、平成13年～18年の5年間に新設された個人企業の事業所数は52万5千事業所となっている。法人企業事業所と同様、個人企業事業所についても大量の新規の調査対象が出現することが予想される。個人企業の新設と業種等の情報を把握することは、平成28年調査の円滑な実施において強く求められる。

これまで、事業所・企業の母集団情報の整備を目的として実施されてきた「事業所・企業統計調査」では、本社・支社の関係に加えて、親会社・子会社の関係についても調査してきた。母集団名簿情報の一環として、本社と支社の名寄せや親会社と子会社の名寄せが行われてきたが、それぞれ、支社から捉えた本社情報、子会社から捉えた親会社情報に依拠せざるを得なかったため、それらの照合は十分とはいえない状況にあった。平成21年に実施される「経済センサス-基礎調査」では、本社一括調査の方法で傘下の事業所の情報を把握するので、企業と事業所を対応させた名簿情報はほぼ完備すると期待される。他方、親会社・子会社の関係については従来通り、子会社から捉えた親会社情報しか調査しないので、親会社と子会社の名寄せ照合の精度が大きく向上するとは期待されない。近年、企業の分社化、持株会社化、海外展開等、企業活動を捉える際に、企業グループとしての活動を捉えることが求められている。こうした実態を統計調査から明らかにする上で、それを可能とする企業グループの名簿情報が適切に使用できない状況にあることは大きな問題である。

4. 海外の主要国の状況

(アメリカ)

米国では、経済センサスを実施するための事業所・企業の母集団名簿情報として、内国歳入庁(IRS)、社会保障庁(SSA)、労働統計局(BLS)が提供する行政情報を利用している。IRSの情報から名称、所在地、経営組織、雇用者数、事業内容等の基本的な属性情報が利用可能であり、SSAとBLSの情報から業種別に調査票を配り分けるための基礎となる産業分類コードが利用可能である。名簿情報の更新は情報ごとに、年、四半期、月次、週次で行われ、最新の母集団情報が整備されている。こうした行政

情報は雇用主識別番号(EIN)を記録単位としており、複数の事業所を有する企業については、統計調査単位である事業所や企業とは必ずしも一致しない。これを補正し、企業の組織構造を把握するため、経済センサス実施年である西暦末尾2と7の年を除く毎年、会社組織調査(COS)を実施し、企業が開業、継続、廃業、売却した事業所の確認と、各事業所の雇用者数・給与支払額等を調査している。子会社等の所有・支配している企業についても同様である。

(カナダ)

カナダでは、多くの経済調査を実施するための事業所・企業の母集団情報として、カナダ歳入庁が提供する行政情報を利用している。この情報から事業者番号、名称、所在地、連絡先等が利用可能である。このほか、カナダ統計局が母集団フレーム更新のための企業調査(企業の内部構造等の調査)を行っている。母集団情報は、カナダ歳入庁からのデータ(源泉徴収税の申告情報)により、毎月更新される。母集団情報では、統計的単位として①企業、②会社、③事業所及び④場所単位の4単位を設定している。母集団情報には、事業所ごとに主たる活動とその全体におけるウェイトが記録されており、産業分類格付が行われている。

(スウェーデン)

スウェーデンでは、事業所・企業の母集団情報として、中央統計局によって付けられたID番号のほか、名称、郵送・連絡用住所、従業者数(階級値のみ)、産業分類等が収録されている。これらは、国税庁、特許・会計登記担当省庁、郵便局等が提供する行政情報を利用している(従業者数のデータは、源泉徴収システムから入手。産業分類は、単独事業所のみ企業については国税庁の地方部局において実施されたものを入手。郵送用住所については郵便局から情報を入手)。名簿情報の更新は、郵送用住所については随時、国税関係データについては月2回行われる。複数事業所を持つ企業や大企業に対しては、事業所数の増減や活動状況をフォローするための年次調査が実施されている。名簿情報の単位は、行政情報では定義等が明確でないため、統計に適するよう①事業所、②事業所グループ及び③企業の3つのレベルにおいて統計単位の定義を行い、公表時にはこの統計単位に基づいて行うよう義務付けている。

(フランス)

フランスでは、事業所・企業の母集団情報として、企業手続センター(CFE)から提供される行政情報のほか、税務データ、年次社会データの申告(DADS)等の行政情報を利用している。CFEの情報から名称、所在地、事業所の新設、変更、改廃等の情報が利用可能であり、DADSからは雇用者数が利用可能である。産業分類(企業の主な活動(APE))は、企業に関する年次調査の調整システム(OCEANシステム)を利用してチェック、更新されている。名簿情報の更新は、CFEからの情報については毎日、DADSからの情報については毎年行われているほか、OCEANシステムに登録されている情報とは毎年突き合せが行われている。母集団情報は、①企業(SIREN)、②事業所(SIRET)、③地理(TOPO)、④企業・事業所の新設・改廃(EVENT)等の6つのコードにより管理されている。母集団情報は、OCEANシステムに提供され、標本抽出の基礎データとなっている。

5. 問題への対処

- ・ 法人登記情報から得られた新設法人について、毎月、業種・従業者数・事業所数の情報を照会により入手。
- ・ 労働保険関係成立届や雇用保険適用事業所設置届等の行政情報から、事業所の新設・廃止の情報を更新。
- ・ 平成 21 年「経済センサス-基礎調査」を 5 年後に引き続いて実施。その際、企業の親子関係の構造を的確に捉える事項、および本社機能の詳細を把握する事項を調査。

法人登記情報については、今後、新設・廃止などの更新データを毎月利用することが可能となっている。この情報にもとづいて、事業所・企業の母集団情報を更新することにより、法人企業については常に最新の母集団情報を利用することが可能となる。ただし、法人登記情報には本社の名称・所在地等の情報しか存在しないため、母集団情報として有効に活用するためには、業種、従業者数等の情報が必要であり、その確認のための何らかの調査が必要である。統計法第 27 条に規定される「法人その他の団体に対する照会その他の方法」【参考資料】に従って、往復郵便等による照会で、業種、従業者数、事業所数等の回答を得ることが有効と考えられる。平成 22 年以降の毎月、母集団情報を管理する総務省統計局が責任を持って実施することが適当である。

一方、事業所の新設・廃止に係る行政情報としては、雇用保険適用事業所設置届、労働保険関係成立届、厚生年金保険新規適用届等がある。それぞれ、厚生労働省の職業安定局、労働基準局、社会保険庁が所管している。これらの行政情報の捉える事業所と統計調査における事業所の範囲が異なっていることもあり、1 人以上の雇用者のいる事業所数は「平成 18 年事業所・企業統計調査」の 439 万事業所に対して、事業所数の最も多い労働保険関係成立届においても約 6 割の 264 万事業所に過ぎない。しかしながら、平成 21 年以降、法人登記以外のこれら行政情報も併せて活用し、法人企業の事業所等の新設・廃止等を可能な限り把握することは、母集団情報の整備においてきわめて有用であり、その活用の推進を図ることが強く求められる。

「経済センサス-活動調査」は産業別に調査票を配り分ける方法によって実施されるので、企業の傘下の事業所に関する所在情報の更新、業種、従業者規模等の属性情報の適切な把握が肝要である。個人企業の改廃等についても利用できる行政情報の目途が立っていない。また、企業の親子関係の構造を明らかにするためには、親会社から捉えた子会社の情報を新たに調査することが必要であるが、平成 23 年実施の「経済センサス-活動調査」では経理事項を（業種によっては詳細に）調査することを予定しているため、そのような調査事項を盛り込んだ調査の実施は困難である。

したがって、5 年ごとに実施が予定されている「経済センサス-活動調査」の中間年の平成 26 年に、「経済センサス-基礎調査」を引き継ぐ形で、上述の情報を的確に捉える調査を実施し、その中で併せて、本社機能の詳細等に関する調査事項等を盛り込み、本社と支社の組織的な連携関係を明らかにすることが適当である。

6. 期待される効果

- ・平成 28 年に実施される予定の第 2 回「経済センサス-活動調査」が効率的かつ円滑に実施される。
- ・各種の動態統計の母集団復元の精度が大幅に高まる。
- ・企業の改廃率について、毎年的確に捉えることが可能となる。
- ・海外子会社に対する包括的な調査の実施が可能となり、産業の空洞化・国内回帰の実態が明らかとなる。
- ・数多い事業所に係る統計結果を企業情報に置き上げることが可能とする基礎を与える。

法人企業に関する最新の母集団情報が常時整備されることによって、「経済センサス-活動調査」に限らず、法人企業に係る統計調査の高い精度が確保できる。とりわけ、動態統計調査による動向の把握において顕著である。さらに、事業所・企業の識別番号をすべての統計調査に共通のものとし、事業所・企業に関する統計調査結果から得られた被調査履歴等を一元的に管理することを通して、法人企業・事業所の新規開業に加えて、廃業の情報を業種別・規模別に毎年把握することが可能となる。母集団情報の整備を通じて得られる企業・事業所の毎年の新規開業、廃業等に関する情報は、経済活動の活発さや新陳代謝などを表す新たな統計として有用なものとなることが期待される。

さらに、企業グループの名簿情報の整備によって、海外に展開する子会社等に対する統計調査を実施することが可能となる。これによって、企業のグローバル化の国内企業・事業所の展開との関連を明らかにしたり、分社化・持株会社等の企業組織の変更による影響を分析することが可能となる。

本社と支社等の照合情報にもとづいて、「工業統計調査」、「商業統計調査」等の事業所に係る結果を本社機能の情報と統合して、企業に係る統計に編成する方向を目指すことが可能となる。

【別紙】

平成 21 年に実施される「経済センサス-基礎調査」の実施計画案

【参考資料】

(事業所母集団データベースの整備)

第二十七条 総務大臣は、行政機関、地方公共団体及び第二十五条の規定による届出を行った独立行政法人等（以下「届出独立行政法人等」という。）による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における被調査者の負担の軽減に資することを目的として、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、事業所母集団データベースを整備するものとする。

【参考 1】

「統計行政の新たな展開方向」（抜粋）（平成 15 年 6 月 27 日 各府省統計主管部局長等申合せ）

原則、全産業分野のすべての事業所・企業を対象に、経済活動の実態を経理的側面からとらえる統計調査を平成 21 年を目途に実施する方向で、その具体化に向けて検討する。このため、総務省（統計基準部）は、平成 15 年度に、関係府省を始めとして広く関係者を含めた、具体化のための検討の場を設け、平成 17 年度中にその枠組み及びこれに関連した大規模統計調査等の統廃合、簡素・合理化についての結論を得る。

【参考 2】

「政府統計の構造改革に向けて」（抜粋）（平成 17 年 6 月 10 日 内閣府経済社会統計整備推進委員会）

2. 統計整備に関する事項

(1) 経済センサス（仮称）

＜取組に当たっての考え方＞

現在、我が国の産業統計は、基本的に産業ごと、所管府省ごとに行われており、事業所・企業の新設・廃止が目まぐるしい中で調査の時点や周期が異なること、調査に用いられている概念や用語の定義の整合が十分に図られていないこと等から、既存の統計調査の結果を突き合わせたとしても全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握することができない状況にある。

このように我が国の経済活動の実態を包括的に表す一次統計が未整備な状況は、単に統計を利用する際の使い勝手という問題にとどまらず、経済財政政策その他の重要な政策決定の判断指標である GDP の推計上も大きな制約となっている。

こうした状況を改善するため、既存の関連する大規模統計調査等の統廃合や簡素合理化を図りつつ、原則として全産業分野のすべての事業所・企業を対象に、経済活動の実態を経理的側面からとらえる「経済センサス（仮称）」を早期に具体化することが必要である。経済センサス（仮称）によって売

上高等の項目を把握することを通じて事業所・企業の母集団名簿の整備が図られることが期待でき、ひいては現在その整備が遅れている第三次産業（サービス分野）に係る統計調査の設計、精度向上等にも大きな効果があるものと見込まれる。

経済センサス（仮称）は、我が国の産業統計のベースとして、すべての事業所・企業を対象とし、売上高等の経理的側面から経済活動の実態をとらえるベンチマークとなるとともに、事業所・企業の母集団名簿を整備するための役割をも担うものである。このため、調査に当たっては可能な限り調査対象の捕捉漏れが生じないよう細心の注意を払う必要がある。近年、ＳＯＨＯ等統計調査員の目視だけでは捕捉することが困難な事業所・企業が増加しており、それらが全体に占める割合も相当大きくなっていると見込まれることから、法人の名称・所在地等に関する基礎的な法人情報を提供している登記情報等の行政記録を活用するなどしてこれらの調査客体を的確に捕捉することが必要不可欠である。

【参考 3】

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（抜粋）（平成 17 年 6 月 21 日 閣議決定）

「基本方針 2004」に基づいて、経済社会の実態を的確にとらえる統計を整備するとともに、統計制度の改革を推進する。特に、別表 2 の（6）の取組を進める。

別表 2（6）（統計整備の推進）

産業構造の変化等に対応した統計（経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス（仮称）、サービス統計、観光統計等）を整備する。

【参考 4】

「経済センサスの枠組みについて」（抜粋）（平成 18 年 3 月 31 日 経済センサス（仮称）の創設に関する検討会）

Ⅱ 経済センサス-の意義、目的等

1 意義、目的

産業を対象とする現行の大規模統計調査は、いわゆる分散型統計調査制度の下で、農林水産業、製造業、商業、サービス業などの大きく区分された産業分野毎に、それぞれ異なる年次及び周期で実施されている。このため、既存の大規模統計調査の結果を統合しても、同一時点における我が国全体の産業を対象とした包括的な産業構造統計を作成することができない状況にある。経済センサスの意義及び目的は、包括的な産業構造統計の整備に加えて統計精度の向上に資する母集団名簿の拡充を図ることにある。全産業分野の産業横断的な事業所・企業の共通母集団名簿の整備は、事業所・企業を調査客体とする既存の産業分野別統計の精度向上に大きく寄与するものである。

また、新たな事業形態の出現や情報通信技術の進展に伴ってＳＯＨＯ等外観からでは捕捉が困難な事業所・企業が増加していることなど、統計調査員による調査だけでは事業所・企業を必ずしも的確に把握できないという状況が生じていることから、行政記録等を積極的に活用した調査を行い、事業所及び企業の的確な把握に努める。